（地方税法施行令の一部改正）

**第五条**　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条第二号中「第四条第一項第七号又は第五条第一項第六号」を「第四条第一項第八号又は第五条第一項第七号」に改める。

（司法書士法施行令の一部改正）

**第六条**　司法書士法施行令（昭和五十三年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「、農地利用集積円滑化団体（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体（同法第四条第三項第一号ロに規定する農地売買等事業を行う者に限る。）をいう。第七号において同じ。）であつて一般社団法人若しくは一般財団法人であるもの」を削り、「第八号及び第十六号」を「第七号及び第十五号」に改め、同条第七号を削り、同条第八号中「農業経営基盤強化促進法」の下に「（昭和五十五年法律第六十五号）」を加え、同号を同条第七号とし、同条中第九号を第八号とし、第十号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

附則第二項中「第四条第十一号」を「第四条第十号」に改める。

附則第三項中「第四条第十四号」を「第四条第十三号」に改める。

附則第四項中「第四条第十五号」を「第四条第十四号」に改める。

（土地家屋調査士法施行令の一部改正）

**第七条**　土地家屋調査士法施行令（昭和五十四年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「、農地利用集積円滑化団体（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体（同法第四条第三項第一号ロに規定する農地売買等事業を行う者に限る。）をいう。第七号において同じ。）であつて一般社団法人若しくは一般財団法人であるもの」を削り、「第八号及び第十六号」を「第七号及び第十五号」に改め、同条第七号を削り、同条第八号中「農業経営基盤強化促進法」の下に「（昭和五十五年法律第六十五号）」を加え、同号を同条第七号とし、同条中第九号を第八号とし、第十号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

附則第二項中「第四条第十一号」を「第四条第十号」に改める。

附則第三項中「第四条第十四号」を「第四条第十三号」に改める。

附則第四項中「第四条第十五号」を「第四条第十四号」に改める。

（農住組合法施行令の一部改正）

**第八条**　農住組合法施行令（昭和五十六年政令第百七十号）の一部を次のように改正する。

第五条の表第百八条第一項の項中「、農地利用集積円滑化団体」を削る。

第六条中「第七十二条の六」を「第七十二条の五」に改める。

（湖沼水質保全特別措置法施行令の一部改正）

**第九条**　湖沼水質保全特別措置法施行令（昭和六十年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第三号及び第九条第三号中「第四条第一項第七号」を「第四条第一項第八号」に、「第五条第一項第六号」を「第五条第一項第七号」に改める。

（旧農業者年金基金法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正）

**第十条**　独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行令等の一部を改正する等の政令（平成十三年政令第三百六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第三号中「農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体（同法第四条第三項第一号ロに規定する農地売買等事業を行う者に限る。）」を削る。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この政令は、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和元年十一月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第四条中土地改良法施行令附則第二条、第三条第一項及び第二項並びに第六条第一項の改正規定、第四条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第六条から第八条まで及び第十条の規定並びに次条から附則第四条までの規定　改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年四月一日）

（司法書士法施行令の一部改正に伴う経過措置）

**第二条**　第六条の規定による改正後の司法書士法施行令（次項において「新司法書士法施行令」という。）第四条（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、旧円滑化団体（改正法附則第三条第一項に規定する旧円滑化団体をいい、同項及び同条第二項の規定によりなお従前の例により同条第一項に規定する農地売買等事業（以下「農地売買等事業」という。）を行うものに限る。以下同じ。）であつて一般社団法人又は一般財団法人であるものは、同号に定める農地中間管理機構とみなす。

2　新司法書士法施行令第四条（第七号に係る部分に限る。）の規定の適用については、改正法附則第三条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例により行われる農地売買等事業は同号に掲げる事業とみなし、旧円滑化団体（市町村であるものを除く。）は同号に定める者とみなす。

（土地家屋調査士法施行令の一部改正に伴う経過措置）

**第三条**　第七条の規定による改正後の土地家屋調査士法施行令（次項において「新土地家屋調査士法施行令」という。）第四条（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、旧円滑化団体であつて一般社団法人又は一般財団法人であるものは、同号に定める農地中間管理機構とみなす。

2　新土地家屋調査士法施行令第四条（第七号に係る部分に限る。）の規定の適用については、改正法附則第三条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例により行われる農地売買等事業は同号に掲げる事業とみなし、旧円滑化団体（市町村であるものを除く。）は同号に定める者とみなす。

（農業振興地域の整備に関する法律施行令等の一部改正）

**第四条**　次に掲げる政令の規定中「第七十二条の六」を「第七十二条の五」に改める。

一　農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）第十三条の二

二　集落地域整備法施行令（昭和六十三年政令第二十五号）第十三条

三　市民農園整備促進法施行令（平成二年政令第二百七十二号）第二条

総務大臣　石田　真敏
法務大臣　山下　貴司
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　吉川　貴盛
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　原田　義昭
内閣総理大臣　安倍　晋三

---

電波法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年九月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第百二号**

電波法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、電波法の一部を改正する法律（令和元年法律第六号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法の一部を改正する法律の施行期日は、令和元年十月一日とする。

総務大臣　石田　真敏
内閣総理大臣　安倍　晋三